

## 4月から「総合事業」が開始します

4月から、要支援1・2の人が利用する予防給付のうち、「訪問介護（ホームヘルプ）」と「通所介護（デイサービス）」が、全国一律の基準に基づくサービスから、町が実施する事業「総合事業」に変わります。

「総合事業」とは、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築を進めるための、介護保険の新しい仕組みです。

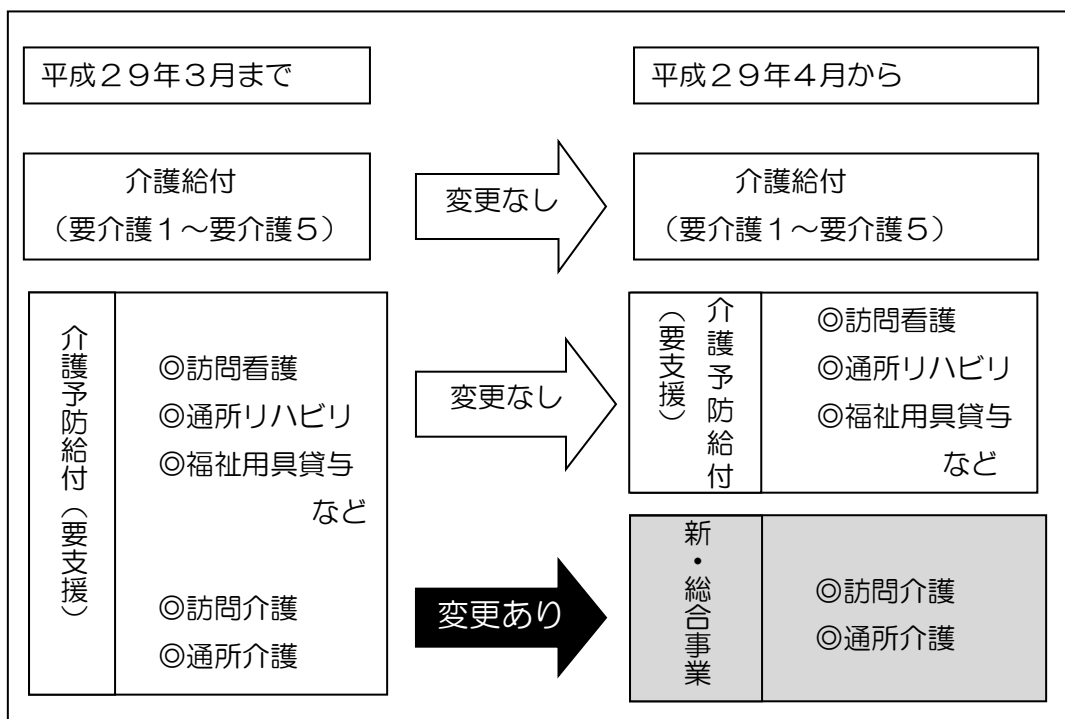
総合事業開始後は、認定を受けていない方でも地域包括支援センターで実施する「基本チェックリスト※」の判定を受け、該当した方も訪問型・通所型サービスを受けることができます。

〈対象となる人〉 要支援1・2の人、又は65歳以上で基本チェックリストに該当した人

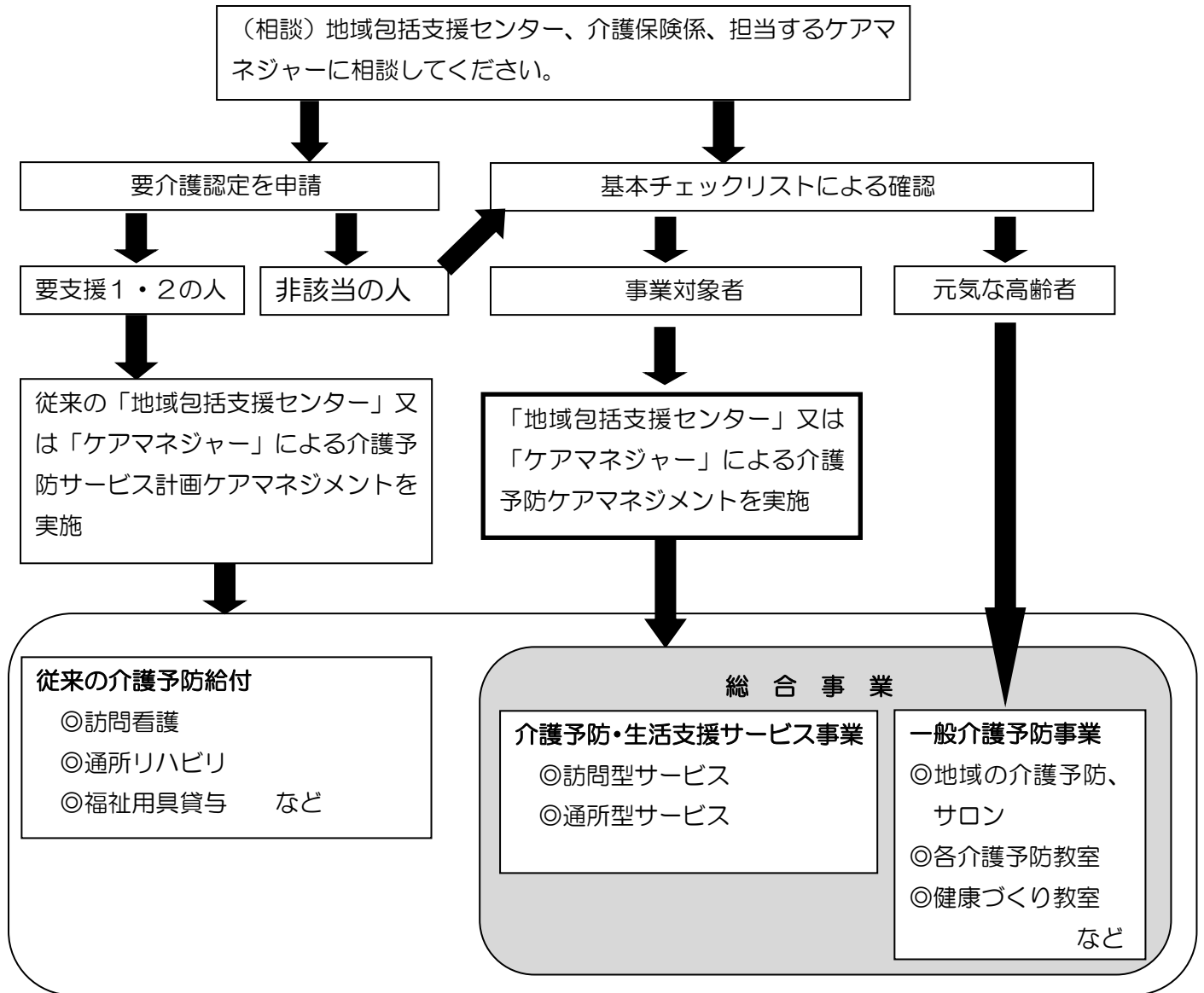
※基本チェックリストとは・・・65歳以上を対象に、25項目の質問により日常生活で必要となる機能の低下の有無を確認するものです。

☆現在、要支援の認定を受け、訪問介護・通所介護を利用している人は、4月以降も引き続き同様のサービスをご利用できます。

### ■総合事業の開始に伴う変更点



■総合事業利用の流れ



《問い合わせ先》  
 生き生き対策課  
 地域包括支援センター  
 ☎79-2020